

## 新居浜工業高等専門学校環境保全委員会規程

平成11年10月13日規程第21号

最終改正 平成29年2月21日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）運営組織規則第21条の規定に基づき、環境保全委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、校長が定める環境方針、環境目的及び環境目標（以下「環境方針等」という。）並びに環境方針等に基づく本校の環境保全に関する施策を審議、立案し、総合的かつ計画的に推進することにより、校内及び周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境方針等に関する事項
- (2) 環境方針等に基づく環境保全に係る施策に関する事項
- (3) 環境保全に係る施策の実施内容の点検・評価に関する事項
- (4) その他校内及び周辺地域の環境保全に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 各学科、数理科及び一般教養科の教員 各1人
- (3) 総務課長及び学生課長
- (4) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員長は、本校の教授又は准教授の中から校長が指名し、第4条第2号の委員を兼務する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、第4条第2号の委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を委員会に出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成11年10月13日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される第4条第2項第1号及び第3号の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。